別記第十号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

質　問　票

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等

１　注意事項

⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された個人情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

２　記載要領

⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

⑵　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してくだ

さい。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

⑶　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

3　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

⑵　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号又は第５号に掲げる営業をいいます。

⑶　「配偶者等」とは、配偶者又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいいます。

⑷　「許認可等」とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑸　「不利益処分」とは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

第２　質問事項

１　基本情報

⑴　あなたの顔写真を貼付してください。

顔写真（注１）（注２）（注３）

注１　６か月以内に撮影したもの
　２　単独、無帽、正面、無背景
　３　縦45㎜×横35㎜

⑵　あなたに関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名		
生年月日		
性別		
本籍（外国人にあっては国籍等）		
出生地（外国の場合は国名又は地域名も記載）		
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）		〒
連絡先	電話番号	
	携帯電話番号	
	電子メールアドレス	
勤務先	名称	
	役職名	
	所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	電話番号	
	電子メールアドレス	
自動車、船舶その他の乗物の運転又は操縦に関する免許又は資格	免許又は資格の種類	
	交付年月日	
	交付機関の名称	
	交付機関の所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

⑶　あなたは、現在の氏名以外の通称（注）を使用したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

使　用　時　期	通　称

注　旧氏名のほか、芸名、筆名等の本名以外の呼称で本名に代わるものとして使用するものをいいます。

⑷　あなたは、過去10年以内に、現在の住所以外の場所に居住したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

居　住　期　間	居住場所（外国の場合は国名又は地域名も記載）

⑸　あなたは、過去10年以内に、３か月を超える期間、現在の住所がある国又は地域以外の国又は地域に滞在したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

滞在期間	年　月　～　年　月
滞在した国名又は地域名	
滞在の目的	

⑹　あなたの学歴（注）に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

在学期間	教育機関	区分
		□転学 □退学 □卒業 □修了

注　義務教育終了後のものに限ります。

⑺　あなたの職歴（注）に関する以下の項目を記載してください。勤務先がカジノ事業等又は遊技場営業に関するものの場合は、「チェック欄」の□にレ印を入れてください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

勤務期間	勤務先の名称	勤務先の所在地	最終役職名	チェック欄
				□

注　パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については、記載する必要はありません。

⑻　あなたは、過去10年以内に、法人の役員への選任を否決（注１）され、又は法人の役員を解任（注２）されたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

法人の名称	
選任の否決又は解任の別	□選任の否決　□解任
選任を否決され、又は解任された年月日	
選任を否決され、又は解任された役職名	

注１　「役員への選任を否決」とは、株主総会、種類株主総会、社員総会又は評議員会等における役員の選任に関する議案の否決をいいます。

２　「役員を解任」とは、株主総会、種類株主総会、社員総会又は評議員会等の決議による役員の解任をいいます。

⑼　あなたは、過去10年以内に、懲戒処分等（注）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

懲戒処分等に係る機関又は法人の名称	
懲戒処分等を受けた年月日	
懲戒処分等の内容	
原因となった事実の概要	

注　「懲戒処分等」とは、公務員に対する懲戒処分又は就業規則その他の服務規律等において定められている懲戒規定に基づく処分をいいます。

⑽　あなたには、現在、配偶者等又は婚姻の予約者がいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

配偶者等又は婚姻の予約者の氏名	□配偶者 □事実上婚姻関係と同様の事情にある者 □婚姻の予約者
婚姻等をした年月日（注）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

注　「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情となった時期」を記載してください。また、「婚姻の予約者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「婚姻の予定時期」を記載してください。

⑾　あなたの配偶者等の職歴（注）に関する以下の項目を記載してください。勤務先がカジノ事業等又は遊技場営業に関するものの場合は、「チェック欄」の□にレ印を入れてください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

勤務期間	勤務先の名称	勤務先の所在地	最終役職名	チェック欄
				□

注　パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については、記載する必要はありません。

⑿　あなたには、配偶者等がいたことがありますか。ただし、１⑽で回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
婚姻等をした年月日（注１）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
婚姻等の終了年月日（注２）	
婚姻等の終了事由	

注１　「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情となった時期」を記載してください。

２　「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」については、「婚姻等の終了年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情が終了した時期」を記載してください。

⒀　あなたには、現在、子がいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	

⑭　あなたの父母及び配偶者等の父母に関する以下の項目を記載してください。（注）

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

イ　あなたの父

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ロ　あなたの母

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ハ　配偶者等の父

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ニ　配偶者等の母

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

注　死亡している場合でも記載してください。

⑮　あなたには、現在、三親等内の親族又は同居の親族がいますか。ただし、１⑩、⑬又は⑭で回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名（続柄も記載）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	

⑯　あなたから、現在、経済的支援を受けている者はいますか。ただし、１⑩又は⑬から⑮までに回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
あなたとの関係	

２　暴力団関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族のうち、現在、暴力団員（注１）であり、又は過去に暴力団員であった者はいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
所属した暴力団（注２）の名称	
暴力団への加入及び離脱年月日	
暴力団への加入及び離脱の経緯	

注１　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

２　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

⑵　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族は、暴力団又は暴力団員に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称（　　） □暴力団員の氏名（　　） （所属する暴力団の名称　　）
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

⑶　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族は、暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にしたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
暴力団員の氏名	（所属する暴力団の名称　　）
暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にした年月日	
暴力団員と共にした飲食、旅行又は遊興等の内容及び経緯	

3　刑事及び民事手続関係

⑴　あなた又はあなたの配偶者等若しくは子は、あなたについては過去20年以内に、あなたの配偶者等又は子については過去10年以内に、有罪の裁判を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	
判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注　「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の２第１項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第２項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第３条若しくは第５条により有罪の言渡しの効力が失われたもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を含み、少年（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第１項に規定する少年（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。３⑵において同じです。）のときに犯した罪についてのものを除きます。

⑵　あなた又はあなたの配偶者等若しくは子は、あなたについては過去20年以内に、あなたの配偶者等又は子については過去10年以内に、公訴を提起され、又は起訴猶予とされたこと（注）がありますか。ただし、３⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
罪名	
公訴を提起され、又は起訴猶予とされた年月日	
検察庁の名称	
事案の概要	

注　少年のときに犯した罪により公訴を提起され、又は起訴猶予とされたことを除きます。

⑶　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、民事訴訟の判決等（注）の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
判決等を受けた年月日	
判決等の内容	
裁判所名	
原因となった事実の概要	

注　「民事訴訟の判決等」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。

イ　民事訴訟における終局判決、請求の放棄若しくは認諾又は和解

ロ　非訟事件における終局決定又は和解

ハ　家事審判又は労働審判

4　カジノ事業等及び遊技場営業に係る行政手続等関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人（注）は、カジノ事業等を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

注　「関係法人」とは、あなた又はあなたの配偶者等が役員に就任した法人又は雇用された法人をいいます。この場合における雇用には、パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については含みません。4⑵、⑶及び⑹において同じです。

⑵　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業等に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業等に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

⑷　あなた又はあなたの配偶者等は、カジノ事業等を監督する行政庁からカジノ施設等（注）への入場を禁じられ、又は退去を命じられたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　）	
行政庁の名称	
措置を受けた年月日	
措置の内容	
原因となった事実の概要	

注　「カジノ施設等」とは、カジノ事業等を実施する場所又は施設をいいます。４⑸において同じです。

⑸　あなた又はあなたの配偶者等は、カジノ事業者等（注）から、カジノ施設等への入場を拒否され、又は退去を要求されたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　）	
カジノ事業者等の名称	
措置を受けた年月日	
措置の内容	
原因となった事実の概要	

注　「カジノ事業者等」とは、カジノ事業等を行う者をいいます。４⑹において同じです。

⑹　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業者等との契約が解除となったこと又は取引が停止となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等の関係法人（名称　　）		
契約又は取引の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約の解除又は取引の停止の年月日		
契約又は取引の内容		
契約の解除又は取引の停止の経緯		

⑺　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑻　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑼　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

5　申告納税関係

⑴　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税の賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
賦課決定又は決定を受けた年月日	
賦課決定又は決定の内容	
原因となった事実の概要	

注　外国におけるこれらに相当するものを含みます。

⑵　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、国税又は地方税の滞納処分により徴収職員（注１）又は徴税吏員（注２）から財産の差押え（注３）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
差押えを受けた年月日	
差押財産の種類	
原因となった事実の概要	
差押えの解除の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「徴収職員」とは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第２条第11号に規定する徴収職員をいいます。

２　「徴税吏員」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第１条第１項第３号に規定する徴税吏員をいいます。

３　外国におけるこれに相当するものを含みます。

6　行政手続関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。ただし、４⑴又は⑺で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑵　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。ただし、４⑵若しくは⑻又は５⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。ただし、４⑶又は⑼で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

7　財産関係

⑴　あなたは、過去10年以内に、破産手続開始の決定（注１）又は再生手続開始の決定（注２）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
決定を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第１項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。７⑵において同じです。

２　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第１項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。７⑵において同じです。

⑵　あなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定（注１）又は特別清算開始の命令（注２）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

法人の名称	
申立人の氏名又は名称	
決定又は命令を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「更生手続開始の決定」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第１項の規定による更生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「特別清算開始の命令」とは、会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑶　あなたは、過去10年以内に、民事執行法（昭和54年法律第４号）の規定に基づき、裁判所から財産の差押え（注）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
差押えを受けた年月日	
裁判所名	
差押財産の種類	
原因となった事実の概要	
差押えの取消しの有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注　外国におけるこれに相当するものを含みます。

⑷　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の契約に係る額が100万円を超える額の金銭その他の資産の贈与をし、又は受贈をしたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
贈与又は受贈の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
贈与又は受贈をした年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　資産の価額は、贈与又は受贈の時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。贈与又は受贈を外国通貨をもって行ったときは、贈与又は受贈の時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいいます。以下この７において同じです。）により、本邦通貨に換算してください。

⑸　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、100万円を超える額の金銭その他の資産を一の者に遺贈する遺言をし、又は100万円を超える額の金銭その他の資産を一の者から遺贈を受けたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
遺言をした、又は遺贈を受けた相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
遺言をした、又は遺贈を受けた年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　資産の価額は、遺言をした時又は遺贈を受けた時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。遺言又は遺贈が外国通貨をもって行われたときは、遺言をした時又は遺贈を受けた時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑹　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の契約に係る額が100万円を超える額の金銭その他の資産の貸付けをし、又は借入れをしたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
貸借の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
貸借の年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　次のイからハまでのいずれかに該当する金銭その他の資産の貸付け又は借入れを除きます。

イ　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項各号に規定する者又は同条第２項に規定する貸金業者（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を相手方とするもの

ロ　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするもの

ハ　民法（明治29年法律第89号）第601条の賃貸借（外国におけるこれに相当するものを含みます。）

２　資産の価額は、貸付け又は借入れの時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。貸付け又は借入れを外国通貨をもって行ったときは、貸付け又は借入れの時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑺　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の委任契約に係る報酬として100万円を超える金銭を支払ったこと又は受領したこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
契約の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
契約の締結年月日		
契約の内容（報酬額（注２）を含みます。）及び経緯		

注１　弁護士、司法書士その他の法令に基づく許認可等を受けた者又は配偶者等、三親等内の親族若しくは同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　契約に係る額の支払が外国通貨をもって行われることとされているときは、契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑻　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、保険契約（注１）に基づき、一の保険事故等（注２）について100万円を超える保険金の支払を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
保険会社の名称	
保険金の支払を受けた年月日	
保険事故等の概要及び支払を受けた保険金額（注３）	

注１　「保険契約」とは、保険法（平成20年法律第56号）第２条第６号に掲げる損害保険契約、同条第７号に掲げる傷害疾病損害保険契約、同条第８号に掲げる生命保険契約又は同条第９号に掲げる傷害疾病定額保険契約（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「保険事故等」とは、保険法第５条第１項若しくは第37条に規定する保険事故又は同法第66条に規定する給付事由（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

３　保険金の支払が外国通貨をもって行われたときは、保険金の支払を受けた時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑼　あなたは、過去10年以内に、一の取引に係る額が100万円を超える額の国外送金（注１）又は国外からの送金等の受領（注２）をしたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

国外送金の相手方又は国外からの送金等の受領の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
国外送金又は国外からの送金等の受領に係る国外の銀行等の営業所等	名称	
	国外送金等に係る相手国の国名又は地域名	
国外送金又は国外からの送金等の受領の年月日		
金額（注３）		
国外送金又は国外からの送金等の受領の経緯		

注１　「国外送金」とは、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成９年法律第110号）第２条第４号に掲げる国外送金をいいます。

２　「国外からの送金等の受領」とは、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第２条第５号に掲げる国外からの送金等の受領をいいます。

３　国外送金又は国外からの送金等の受領が外国通貨をもって行われたときは、当該外国通貨での金額に併せて、国外送金又は国外からの送金等の受領をした時における外国為

替相場により、本邦通貨に換算した金額も記載してください。

⑽　あなたは、過去10年以内に、一回につき100万円を超える額の現金、小切手（注１）、約束手形又は有価証券（注２）を本邦から輸出し、又は本邦へ輸入したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

種別	□現金 □小切手 □約束手形 □有価証券
輸出又は輸入年月日	
金額（注３）	
仕向地（輸出の場合）又は積出地（輸入の場合）の国名又は地域名	

注１　旅行小切手を含みます。

２　「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項に規定する有価証券をいいます。

３　現金、小切手、約束手形又は有価証券の本邦からの輸出又は本邦への輸入が外国通貨をもって行われたときは、当該外国通貨での金額に併せて、当該輸出又は輸入の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した金額も記載してください。

⑾　あなたは、過去10年以内に、債務の保証人となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

主たる債務者	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	主たる債務者との関係	
保証契約の締結年月日		
保証契約（主たる債務の金額（注）を含みます。）の内容及び経緯		

注　主たる債務に係る契約が外国通貨をもって行われたときは、主たる債務に係る契約又は保証契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑿　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子が、現在、有する財産及び債務に関する以下の項目について、あなた、あなたの配偶者等又はあなたが扶養している子ごとに、それぞれ記載してください。（注１）

イ　あなた

財産債務の区分		種　類	所　在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

ロ　あなたの配偶者等（氏名　　）

財産債務の区分		種　類	所　在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

ハ　あなたが扶養している子（氏名　　）

財産債務の区分		種　類	所　在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

注１　申請日の属する年の前年分を対象として、内国税の適正な課税の確保を図るための国

外送金等に係る調書の提出等に関する法律第６条の２第１項に規定する財産債務調書を作成し、同項の規定に基づき所得税の納税地の所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書（同法第５条第１項に規定する国外財産調書を作成し、同項の規定に基づき所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書及び当該国外財産調書）の写しを添付することをもって、上記項目の記載に代えることができます。

２　財産の価額は、質問票作成時における時価又は時価に準ずる見積価額により、債務の金額は、質問票作成時における現況に応じ、確実と認められる範囲の金額により記載してください。国外にある財産の価額が外国通貨で表示されるときは、質問票作成時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

３　「有価証券等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第17号に掲げる有価証券、同法第60条の２第１項に規定する匿名組合契約の出資の持分、同条第２項に規定する未決済信用取引等に係る権利又は同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

４　「その他の財産」には、一個又は一組の価額が10万円未満の動産は含みません。なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が100万円未満のものであるときは、その動産の質問票作成時における見積価額が10万円未満のものであるとして取り扱い、上記項目に記載する必要はありません。

５　「その他の債務」には、一個の債務の額が10万円未満のものは含みません。